

防災情報ネットワークデータ転送設備更新検討業務

特 別 仕 様 書

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考																														
第1章 総 則																																
(適用範囲) 第1－1条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。																															
(目 的) 第1－2条	本業務は、国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業に基づき、各地区から防災中央センターに観測情報の伝送を行う設備（以下「データ転送設備」という）の更新に必要な実施設計を行うものである。																															
(場 所) 第1－3条	本業務の場所及び対象設備は、下表及び別添位置図に示すとおりである。 <table><tr><th>地区名</th><th>管理所名</th><th>場 所</th><th>対象設備</th></tr><tr><td>西濃用水第二期地区</td><td>岡島頭首工管理所</td><td>岐阜県揖斐郡揖斐川町上岡島19-3</td><td>データ転送装置（1台） （Windows Server2016 Standard）</td></tr><tr><td rowspan="2">新矢作川用水地区</td><td>細川頭首工管理所</td><td>愛知県岡崎市細川町門立29-1</td><td>データ転送装置（1台） （Windows Server2016 Standard）</td></tr><tr><td>羽布ダム管理所</td><td>愛知県豊田市羽布町鬼の平1-91</td><td>データ転送装置（1台） （Windows10 Enterprise2016LTSP）</td></tr><tr><td>新濃尾地区</td><td>犬山頭首工管理所</td><td>愛知県犬山市字北古券地先</td><td>データ転送装置（1台） （Windows Server2016 Standard）</td></tr><tr><td>中勢用水地区</td><td>安濃ダム管理所</td><td>三重県津市芸濃町河内362-3</td><td>データ転送装置（Windows Server2016 Standard）、 データ収集解析装置（Windows10 Enterprise2016LTSP）、 データ処理装置（Windows10 Enterprise2016LTSP） （全3台）</td></tr><tr><td rowspan="2">宮川用水第二期地区</td><td>宮川用水中央管理所</td><td>三重県伊勢市河崎1丁目11-8</td><td>データ変換・転送装置（1台） （Windows Server2016 Standard）</td></tr><tr><td>斎宮調整池管理所</td><td>三重県多気郡明和町及び度会郡玉城町地内</td><td>データ転送装置（1台） （Windows Server2016 Standard）</td></tr></table>	地区名	管理所名	場 所	対象設備	西濃用水第二期地区	岡島頭首工管理所	岐阜県揖斐郡揖斐川町上岡島19-3	データ転送装置（1台） （Windows Server2016 Standard）	新矢作川用水地区	細川頭首工管理所	愛知県岡崎市細川町門立29-1	データ転送装置（1台） （Windows Server2016 Standard）	羽布ダム管理所	愛知県豊田市羽布町鬼の平1-91	データ転送装置（1台） （Windows10 Enterprise2016LTSP）	新濃尾地区	犬山頭首工管理所	愛知県犬山市字北古券地先	データ転送装置（1台） （Windows Server2016 Standard）	中勢用水地区	安濃ダム管理所	三重県津市芸濃町河内362-3	データ転送装置（Windows Server2016 Standard）、 データ収集解析装置（Windows10 Enterprise2016LTSP）、 データ処理装置（Windows10 Enterprise2016LTSP） （全3台）	宮川用水第二期地区	宮川用水中央管理所	三重県伊勢市河崎1丁目11-8	データ変換・転送装置（1台） （Windows Server2016 Standard）	斎宮調整池管理所	三重県多気郡明和町及び度会郡玉城町地内	データ転送装置（1台） （Windows Server2016 Standard）	
地区名	管理所名	場 所	対象設備																													
西濃用水第二期地区	岡島頭首工管理所	岐阜県揖斐郡揖斐川町上岡島19-3	データ転送装置（1台） （Windows Server2016 Standard）																													
新矢作川用水地区	細川頭首工管理所	愛知県岡崎市細川町門立29-1	データ転送装置（1台） （Windows Server2016 Standard）																													
	羽布ダム管理所	愛知県豊田市羽布町鬼の平1-91	データ転送装置（1台） （Windows10 Enterprise2016LTSP）																													
新濃尾地区	犬山頭首工管理所	愛知県犬山市字北古券地先	データ転送装置（1台） （Windows Server2016 Standard）																													
中勢用水地区	安濃ダム管理所	三重県津市芸濃町河内362-3	データ転送装置（Windows Server2016 Standard）、 データ収集解析装置（Windows10 Enterprise2016LTSP）、 データ処理装置（Windows10 Enterprise2016LTSP） （全3台）																													
宮川用水第二期地区	宮川用水中央管理所	三重県伊勢市河崎1丁目11-8	データ変換・転送装置（1台） （Windows Server2016 Standard）																													
	斎宮調整池管理所	三重県多気郡明和町及び度会郡玉城町地内	データ転送装置（1台） （Windows Server2016 Standard）																													
(一般事項) 第1－4条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 （1）作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 （2）作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。																															

項 目	内 容	備 考																					
(管理技術者) 第 1－5 条	管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技 術 部 門</th><th>選 択 科 目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">技術士</td><td rowspan="3">総合技術監理</td><td>電気電子－電子応用又は情報通信</td></tr> <tr> <td>農業－農業土木</td></tr> <tr> <td>農業－農業農村工学</td></tr> <tr> <td rowspan="2"></td><td>電気電子</td><td>電子応用又は情報通信</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木又は農業農村工</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学又は電気工学</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">シビルコンサルティングマネージャー</td><td>電気電子</td><td></td></tr> <tr> <td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table> 農業土木技術管理士、技術士（農業－農業土木）、技術士（農業－農業農村工学）及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木）については、水管理設備を含む施設の設計の実務経験を有することを記載した経歴書を監督職員に提出するものとする。	資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用又は情報通信	農業－農業土木	農業－農業農村工学		電気電子	電子応用又は情報通信	農業	農業土木又は農業農村工	博士	農学又は電気工学		シビルコンサルティングマネージャー	電気電子		農業土木		
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目																					
技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用又は情報通信																					
		農業－農業土木																					
		農業－農業農村工学																					
	電気電子	電子応用又は情報通信																					
	農業	農業土木又は農業農村工																					
博士	農学又は電気工学																						
シビルコンサルティングマネージャー	電気電子																						
	農業土木																						
(担当技術者) 第 1－6 条	担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。																						
(配置技術者の確認) 第 1－7 条	共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。																						
(保険加入) 第 1－8 条	受注者は、共通仕様書第 1－37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																						

項 目	内 容	備 考
(低入札価格契約における 第三者照査) 第 1-9 条	1 別紙-2に掲げる割合に、予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第 11 条照査技術者」及び「共通仕様書第 1-7 条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。 2 第三者照査の企業に要求される資格 (1) 予決令第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。 (2) 東海農政局において、令和 7, 8 年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 (3) 東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 (4) 共通仕様書第 1-30 条守秘義務を遵守できるものであること。 (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 - ア 資本関係 (ア) 親会社と子会社の関係にある (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある - イ 人的関係 (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者等の能力と経験を有する以下の者であること。 ○ 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 ○ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者 4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 5 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。 6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第 4-1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。 7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録 共通仕様書第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。 8 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41 条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない	

項 目	内 容	備 考								
第 2 章 作業条件										
(適用する図書) 第 2－1 条	本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。 <table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>発行所</th><th>制定(改訂)年月</th></tr><tr><td>1</td><td>水管理制御方式技術指針(計画設計編)</td><td>(一社) 農業土木機械化協会</td><td>R6. 10</td></tr></table>	番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月	1	水管理制御方式技術指針(計画設計編)	(一社) 農業土木機械化協会	R6. 10	
番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月							
1	水管理制御方式技術指針(計画設計編)	(一社) 農業土木機械化協会	R6. 10							
(作業条件) 第 2－2 条	本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分な打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 本業務の実施に際しては、貸与資料を十分に把握した上で実施するものとする。 (4) 令和 8 月 6 月末までに、概算金額を取りまとめのうえ監督員に提出するものとする。									
(対象施設) 第 2－3 条	本業務の対象とする施設は、第 1－3 条に示すとおりである。									
(参考図書) 第 2－4 条	本業務の参考とする図書は、共通仕様書第 2－1 条によるほか次表によるものとする。 <table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>発行所</th><th>制定(改訂)年月</th></tr><tr><td>1</td><td>配電盤・制御盤の耐震設計指針(JEM-TR144)</td><td>(一社) 日本電機工業会</td><td>H29. 3</td></tr></table>	番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月	1	配電盤・制御盤の耐震設計指針(JEM-TR144)	(一社) 日本電機工業会	H29. 3	
番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月							
1	配電盤・制御盤の耐震設計指針(JEM-TR144)	(一社) 日本電機工業会	H29. 3							

項 目	内 容	備 考																		
(貸与資料) 第 2－5 条	貸与資料は、次のとおりである。 <table border="1"> <tr> <th>分 類</th><th>貸 与 資 料</th><th>数 量</th></tr> <tr> <td rowspan="7">報 告 書 関 係</td><td>防災情報ネットワークデータ転送設備更新その 3 工事完成図書（西濃用水第二期地区）</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>防災情報ネットワークデータ転送設備更新その 4 工事完成図書（新濃尾地区）</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>防災情報ネットワークデータ転送設備更新その 1 工事完成図書（新矢作川用水地区 中勢用水地区）</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>防災情報ネットワークデータ転送設備更新その 2 工事完成図書（新矢作川用水地区）</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>防災情報ネットワークデータ転送設備更新その 5 工事完成図書（宮川用水第二期地区）</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>防災情報ネットワークデータ転送設備改造工事完成図書（新矢作川用水地区）</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>防災情報ネットワーク設備運用状況調査業務完成図書</td><td>1 式</td></tr> </table> また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。	分 類	貸 与 資 料	数 量	報 告 書 関 係	防災情報ネットワークデータ転送設備更新その 3 工事完成図書（西濃用水第二期地区）	1 式	防災情報ネットワークデータ転送設備更新その 4 工事完成図書（新濃尾地区）	1 式	防災情報ネットワークデータ転送設備更新その 1 工事完成図書（新矢作川用水地区 中勢用水地区）	1 式	防災情報ネットワークデータ転送設備更新その 2 工事完成図書（新矢作川用水地区）	1 式	防災情報ネットワークデータ転送設備更新その 5 工事完成図書（宮川用水第二期地区）	1 式	防災情報ネットワークデータ転送設備改造工事完成図書（新矢作川用水地区）	1 式	防災情報ネットワーク設備運用状況調査業務完成図書	1 式	
分 類	貸 与 資 料	数 量																		
報 告 書 関 係	防災情報ネットワークデータ転送設備更新その 3 工事完成図書（西濃用水第二期地区）	1 式																		
	防災情報ネットワークデータ転送設備更新その 4 工事完成図書（新濃尾地区）	1 式																		
	防災情報ネットワークデータ転送設備更新その 1 工事完成図書（新矢作川用水地区 中勢用水地区）	1 式																		
	防災情報ネットワークデータ転送設備更新その 2 工事完成図書（新矢作川用水地区）	1 式																		
	防災情報ネットワークデータ転送設備更新その 5 工事完成図書（宮川用水第二期地区）	1 式																		
	防災情報ネットワークデータ転送設備改造工事完成図書（新矢作川用水地区）	1 式																		
	防災情報ネットワーク設備運用状況調査業務完成図書	1 式																		
(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第 2－6 条	第 2－4 条、第 2－5 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は作業時点の最新版を用い作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。 (4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする (5) 数量計算に当たっては、施設機械工事等数量算出要領(案)に基づき行うものとし、それ以外については、監督職員と協議するものとする。																			

項 目	内 容	備 考																					
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3 - 1 条	本業務における主な作業内容は、次のとおりである。 なお、詳細な作業内容及び数量は、別紙 - 1 作業項目内訳表に示すとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業項目</th><th>数 量</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災情報ネットワークデータ転送設備実施設計</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・ 準備作業</td><td>1 式</td><td></td></tr> <tr> <td>・ 基本事項の検討</td><td>1 式</td><td></td></tr> <tr> <td>・ 実施設計</td><td>1 式</td><td></td></tr> <tr> <td>・ 概算工事費</td><td>1 式</td><td></td></tr> <tr> <td>・ 特別仕様書及び図面の作成</td><td>1 式</td><td></td></tr> </tbody> </table>	作業項目	数 量	備 考	防災情報ネットワークデータ転送設備実施設計			・ 準備作業	1 式		・ 基本事項の検討	1 式		・ 実施設計	1 式		・ 概算工事費	1 式		・ 特別仕様書及び図面の作成	1 式		
作業項目	数 量	備 考																					
防災情報ネットワークデータ転送設備実施設計																							
・ 準備作業	1 式																						
・ 基本事項の検討	1 式																						
・ 実施設計	1 式																						
・ 概算工事費	1 式																						
・ 特別仕様書及び図面の作成	1 式																						
(作業の留意点) 第 3 - 2 条	業務の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (2) 第 2 - 4 条や第 2 - 5 条、共通仕様書に示す参考図書、貸与資料、受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (3) 各種検討等に用いる数値は、計算手法及び出力を明示するものとする。																						
(業務写真における 黑板情報の電子化) 第 3 - 3 条	黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の (1) から (4) によりこれを実施するものとする。 (1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」 (URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」) に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 (2) 機器等の導入 1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職																						

項 目	内 容	備 考
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	員の承諾を得なければならない。 (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記①に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ(特別仕様書、概算工事費検討段階) 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、別紙-2に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。	

項 目	内 容	備 考
第5章 成果物		
(成果物) 第5-1条	成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体 (CD-R 等) 正副2部 (2) 成果物の出力 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) 1部	
(成果物の提出先) 第5-2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県名古屋市中区昭和区安田通4丁目8番 東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所	
第6章 契約変更		
(契約変更) 第6-1条	業務請負契約書第17条から第21条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第2-3条に示す「対象施設」に変更が生じた場合 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (5) 履行期間の変更が生じた場合 (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合 (7) その他	
第7章 業務スライドの試行	(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて (試行)」 (令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知) に基づく試行業務である。 (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費 (業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。) と変動後残業務費 (変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。) との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。 (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。 (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中	

項 目	内 容	備 考
第 8 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 8－1 条	「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。 (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。 (7) (6) の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。 (8) (4) 及び (7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。 この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施内容に疑義が生じた場合は、必要に応じ特別担当者と協議するものとする。	

別紙－１ 作業項目内訳表

作業項目	作 業 内 容	作業 数量	備考
1. 準備作業	実施設計のため貸与資料を整理し、対象地区の機器設置条件及び既設機器の状況と仕様事項等の把握を行う。	1 式	
2. 基本事項の検討	以下の基本事項について検討を行う。 (1) データ転送装置の更新に当たっては、基本ソフトウェア（OS）について、既設のWindows_server2016搭載機種は、Windows_server2025搭載機種へ更新、及び、既設のWindows10_LTSB 2016搭載機種はWindows11_LTSC 2024搭載機種へ更新することを想定している。 (2) 基本ソフトウェア（OS）のパッチソフトは自動更新とし更新により不具合が生じた場合は、木曽調の担当者のPCよりリモートにてバックアップソフトにより復旧することを基本に検討する。 (3) セキュリティ対策ソフトの運用について自動更新を検討する。また、地区別・機器別の機器についてセキュリティ対策ソフトの必要性について検討する。 (4) データ転送装置のみ更新を計画しているが、その他既設機器への影響についても検討を行う。なお、既設機器が使用不可の場合はその理由を整理し、更新対象機器について選定することとする。	1 式	
3. 実施設計	基本事項検討結果に基づき次の実施設計の検討を行う。 (1) 機器仕様 対象地区の機器仕様について、詳細検討と決定を行う。 なお、機器仕様決定と共に、既設収納架への配置検討を行う。	1 式	
4. 概算工事費	設置機器リストの作成、機器費、工事費、設定費等、更新前と同様の稼働状態を前提とした積算資料の作成を行う。 また、運用管理費用について積算資料の作成を行う。	1 式	
5. 特別仕様書及び図面の作成	(1) 対象地区毎、かつ、機器毎に適用する制御方式、装置の機能と数量を明示した特別仕様書の作成を行う。 (2) インターネット回線を利用したデータ転送であることから、基本ソフトウェアのアップデートが必要であり、これらのメンテナンスに係る運用管理を想定した業務を発注するための特別仕様書の作成（4. 概算工事費にて運用管理費用を算定）を行う。 (3) システム構成図の作成を行う。	1 式	

項 目	内 容					備 考
(第4-1条関連)	調査基準価格算定に用いる割合は、予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。					
	業種区分	A	B	C	D	
	建設コンサルタント (土木関係のもの)	直接人件 費の額	直接経費 の額	その他原価 の額に10分 の9を乗じ て得た額	一般管理費等 の額に10分 の5を乗じて得 た額	